

JCBプレモカード利用約款

本約款は、株式会社ジェーシービー（以下、「当社」といいます。）が提供するJCBプレモカードについて規定するもので、利用者（以下に定義します。）がJCBプレモカードを使用する場合には、本約款が適用されます。

第1条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

（1）JCB PREMO

利用者が加盟店（店舗）または加盟店（ウェブサイト）から商品購入等を行うにあたり、代金の全部または一部の支払いとして、JCBプレモカードのバリューを使用した場合、使用されたバリューに相当する金額について決済が完了するサービス、および当該決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ、バリュー残高・利用履歴の確認をすることができるサービスをいいます。そのうち当社が提供するサービスを「本サービス」といいます。

（2）バリュー

本約款に基づき当社が発行し、当社が管理する運用サーバ（以下、「運用サーバ」という）内に蓄積され、カード番号毎に管理される金銭的価値を有する電子情報であって、利用者が加盟店から商品購入等を行なった場合に、その代金の支払いに使用することができるものをいいます。

（3）JCBプレモカード

利用者が本サービスを利用するために必要となる、マーク（本条第13号に定めるものをいう）が表示された当社発行のカードをいいます。

（4）利用者

JCBプレモカードを正当に入手し、これを本約款に従い保有する者をいいます。

（5）加盟店

利用者が商品購入等を行った場合の代金の支払いに、本約款に従ってバリューを使用することができる、JCB PREMOに加盟し、店頭またはウェブサイト上にマークを表示した個人、法人および団体をいいます。

なお、利用者が実店舗において商品購入等によりバリューを使用できる加盟店を「加盟店（店舗）」、利用者がウェブサイト上で運営する店舗において商品購入等によりバリューを使用できる加盟店を「加盟店（ウェブサイト）」といい、両者を併せて「加盟店」といいます。

（6）商品購入等

利用者が加盟店から商品もしくは権利を購入すること、または役務の提供を受けることをいいます。

（7）バリューの使用

利用者が加盟店より商品購入等を行った場合に、その代金相当額につき、金銭による弁

済に代えて、運用サーバ内の利用者が保有するバリューを用いて弁済することをいいます。

(8) バリュー減算

運用サーバ内の利用者が保有するバリュー残高から、使用したバリューと同額のバリューを引き去ることをいいます。

(9) バリュー残高

利用者が加盟店での代金の支払い等に使用することができるバリューの残高をいいます。

(10) チャージ

当社所定の方法でバリュー残高を増額させることをいいます。

(11) チャージの事前申込

事前に当社所定の申込手続が必要なチャージ方法によるチャージを行おうとする場合に、利用者が、当社所定の方法で当該申込手続を行うことをいいます。

(12) 決済機器等

利用者が加盟店（店舗）においてバリューを使用する際に、バリューの電子情報を処理する機器であって、加盟店（店舗）に設置される機器をいいます。

(13) マーク

JCB PREMO所定の規格を満たしたプリペイドカード（JCBプレモカードを含みます。）を認識するためにカード券面に表示され、また、加盟店の加盟店標識として表示される下記（図1）のマークをいいます。

なお、2014年10月9日以前に発行されたカードの券面には、下記（図2）のマークが表示されていますが、この場合であっても、利用者は本約款に従い、当該カードを有効なJCBプレモカードとして、（図1）のマークを表示した加盟店での商品購入等に使用し、その他本サービスの提供を受けることができます。

（図1）



（図2）



(14) マイページ

利用者が本約款に基づき、バリュー残高、バリュー残高の有効期限、および利用履歴を確認し、また、チャージ、チャージの事前申込、その他当社所定の手続をすることができる当社所定のウェブサイトを行います。

(15) カード番号

バリュー残高を紐付けて管理するために付与される16桁のID番号であって、利用者が加盟店でバリューを使用する場合、およびマイページにログインする場合に必要な

るものをいいます。

(16) 認証番号

利用者が加盟店（ウェブサイト）でバリューを使用する場合、およびマイページにログインする場合に必要な8桁の識別番号をいいます。

(17) チャージ受付番号

利用者がチャージの事前申込を行った後に当社から通知される、チャージの際に必要な受付番号をいいます。

(18) カード番号等

カード番号、認証番号およびチャージ受付番号を総称したものをいいます。

(19) 販売店

当社からJCBプレモカードの販売事務の委託を受け、利用者にJCBプレモカードを販売する事業者をいいます。

(20) バリュー残高移行

JCBプレモカードのバリュー残高の全部または一部を、他のJCBプレモカードに移行し、当該他のJCBプレモカードの残高を増額させることをいいます。

第2条（JCBプレモカードの発行）

- 1 JCBプレモカードの購入を希望される方は、当社所定の方法によりJCBプレモカードの発行を受けることができます。
- 2 利用者は、事前に裏面の所定の欄に署名をした後、JCBプレモカードを使用するものとします。
- 3 利用者は、初めて加盟店（ウェブサイト）でバリューを使用するか、初めてマイページにログインするまでは、裏面の認証番号記載部分のスクラッチ印刷を削らないものとします。

第3条（JCBプレモカードの贈与等）

- 1 利用者は、受贈者が本約款に従うことを条件として、JCBプレモカードを第三者に贈与することができます。ただし、以下のいずれかを行なった場合、利用者は、第三者に贈与することができません。
 - (1) バリューの使用
 - (2) JCBプレモカード裏面の所定の欄に署名する行為
 - (3) JCBプレモカード裏面の認証番号記載部分のスクラッチ印刷を削るなどし、認証番号を視認可能な状態にする行為
- 2 前項の(1)(2)(3)のいずれかの行為が行われたJCBプレモカードおよび当該JCBプレモカードにかかるカード番号等は、利用者本人に限り使用することができるものとします。
- 3 利用者は、本条第1項本文に定める場合を除いては、いかなる場合であっても、JCBプレモカード、バリューおよびカード番号等を第三者に譲渡（交換・転売を含みます。）、もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、または、質入れ等の担保に供することはできません。
- 4 利用者は、本条第1項に基づきJCBプレモカードを第三者に贈与する場合、第9条に

定めるバリュー残高の有効期限を適切に告知するものとします。

第4条（カードおよびカード番号等の管理等）

- 1 利用者は、JCBプレモカードおよびカード番号等を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。また、利用者が第三者に前条に基づきJCBプレモカードを贈与する場合を除き、利用者は第三者に対してカード番号等を開示してはなりません。
- 2 本サービスは、JCBプレモカードを所持する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款の定めに従って第三者にJCBプレモカードを贈与し、またはJCBプレモカードを紛失し、もしくは盗難されるなどして、JCBプレモカードを失った場合には、以後、チャージ、チャージの事前申込、バリューの使用、バリュー残高移行またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。
- 3 利用者は、当社所定の方法に従い、認証番号を変更することができるものとします。
- 4 利用者が以下のいずれかの理由により利用者の意思に反してバリューを使用された場合、バリュー残高や利用履歴の確認がなされた場合、またはバリュー残高移行がなされた場合でも、当社は一切の責任を負いません。
 - (1) JCBプレモカードを紛失または盗難された場合
 - (2) 第3条第1項ただし書きまたは同条第2項に違反してJCBプレモカードを第三者に贈与し、または使用させた場合
 - (3) 本条第1項に定める善良なる管理者の注意義務を怠った場合
 - (4) 本条第3項に定める認証番号の変更を行わなかった場合
- 5 カード番号等が加盟店（ウェブサイト）、もしくはマイページにおいて用いられたことにより、チャージ、チャージの事前申込、バリューの使用、バリュー残高移行、またはバリュー残高もしくは利用履歴の確認が行われた場合には、利用者による行為と推定します。
- 6 利用者は、加盟店（ウェブサイト）でのバリューの使用、マイページにログイン、またはバリュー残高移行をするにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤った認証番号を入力した場合、以後加盟店（ウェブサイト）でのバリューの使用およびマイページの利用ができなくなります。なお、この場合でも、利用者は加盟店（店舗）では利用することができます。また、当社所定の方法により、加盟店（ウェブサイト）およびマイページの利用を再開することができます。

第5条（バリューのチャージ、チャージの事前申込、バリュー残高移行）

- 1 利用者は、当社が別途定める方法（チャージの方法により、個人情報の取得につき同意をいただく場合があります。）により、バリューをチャージすることができます。当社は、チャージ方法によって所定の手数料を申し受けることがあります。
- 2 JCBプレモカード1枚あたりのバリュー残高上限額は5万円です。また、チャージ1回あたりのチャージ上限額は、2万9千円とします。なお、チャージ方法によっては1日あたりのチャージ上限額が設定されるものとし、かかる設定がなされたチャージ方法については、1回あたりのチャージ上限額以下であっても、1日あたりのチャージ上限額を超えてチャージをすることができません。（対象となるチャージ方法およびチャー

ジ上限額については、当社所定のウェブサイトに掲示します。)

- 3 利用者は、バリューのチャージをする際、事前にチャージ金額を確認の上、チャージを行うものとします。なお、バリューのチャージの取消しはできません。
- 4 第2項および前項の定めは、チャージの事前申込に準用されます。
- 5 利用者は、当社が別途定める方法により利用者自身が適法に保有する複数のJCBプレモカード間においてバリュー残高移行ができます。ただし、バリュー残高移行後の移行先のJCBプレモカードのバリュー残高が5万円を超える場合、バリュー残高移行はできません。なお、移行されたバリュー残高の有効期間その他の条件については、移行先のJCBプレモカードに適用される規約・約款等の定めに従うものとします。
- 6 バリュー残高移行の上限額は、JCBプレモカード1枚につき、他のJCBプレモカードに移行したバリューおよび他のJCBプレモカードから移行されたバリューを合わせて、1日あたり5千円です。
- 7 バリュー残高移行の取り消しはできません。

第6条（加盟店）

- 1 利用者は、マークの表示のある加盟店で、バリューを使用して商品購入等を行なうことができます。
- 2 バリューで代金を支払うことができる権利、商品および役務は、制限されることがあります。

第7条（バリューの使用）

- 1 利用者は、加盟店（店舗）にJCBプレモカードを呈示し、利用金額を指定することで商品購入等への支払いに利用することができます。この場合、利用者は、売上票に記載されたバリューの使用額が正しいことを確認するものとします。加盟店から売上票への署名を求められた場合、利用者は加盟店の指示に従い、売上票にカードの署名と同じ署名を行うものとします。なお、当社は、当該売上票に記載された情報を、本サービス提供のためにのみ利用するものとします。
- 2 利用者は、加盟店（ウェブサイト）において、カード番号等を入力する方法により、商品購入等を行うことができます。この場合、利用者は、ウェブサイト上に表記されたバリューの使用額が正しい事を確認するものとします。
- 3 前二項により利用者がバリューを使用した場合、カード番号等および使用するバリューの金額の情報が加盟店から当社に到達し、当社所定の方法によりバリュー減算がなされた時点で、利用者は使用したバリューの金額に相当する代金を加盟店に支払ったものとします。
- 4 利用者は、一部の加盟店で、1枚のJCBプレモカードのバリュー残高が権利、商品または役務の代金額に満たない場合等に、当該カードのバリューを使用すると共に、残額を現金または加盟店の指定する方法により支払い、または複数枚のJCBプレモカードを使用することにより、商品購入等を行なうことができます。なお、かかる取扱いを認めていない加盟店においては、利用者はバリュー残高が権利、商品または役務の代金額に満たないJCBプレモカードを使用することはできません。

第8条（加盟店との紛争等・バリューの使用取消し）

- 1 利用者がバリューの使用により加盟店から購入した商品もしくは権利、または加盟店から提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者は当該加盟店との間で解決するものとし、当社はその責任を負いません。
- 2 利用者がバリューの使用により代金を支払った後に、利用者と加盟店との間での取引に合意解約、代金額の訂正等の事由が生じた際、当社は、加盟店からの J C B P R E M O 所定の手続きによる申請があった場合には、バリューの使用を取り消すこと（バリュー残高をバリューの使用前の金額に戻すこと）、または訂正を行うことがあります。この場合、当社から利用者に対して、取消し・訂正等にかかる連絡は行いません。
- 3 利用者は J C B プレモカードを破棄または破損した場合、前項に基づくバリューの使用取消し等を行うことができません。

第 9 条（バリュー残高の有効期限・本サービスの利用可能期間）

- 1 バリュー残高の有効期限は、J C B プレモカードの発行日、最後にチャージした日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日のいずれか遅い日（当日を含みます。）から起算して 5 年間（1 年 3 6 5 日）です。なお、当該有効期限は、利用者が第 3 条第 1 項に基づき、J C B プレモカードを第三者に贈与した場合も同様です。
- 2 前項に定める J C B プレモカードの発行日とは、当社または販売店が J C B プレモカードを利用可能にするための操作を行った日をいいます。なお、利用者に J C B プレモカードが到達した日が発行日ではありません。
- 3 利用者のバリュー残高の有効期限は、マイページで確認することができます。
- 4 バリュー残高の有効期限が経過することにより、当該バリュー残高は失効し、本サービスを利用すること（第 1 9 条第 2 項のバリュー残高の払戻しを含みます。）が一切できなくなります。
- 5 バリュー残高が 0 円の J C B プレモカードの場合、カードの発行日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日のいずれか遅い日（当日を含みます。）から起算して 5 年（1 年 3 6 5 日）を経過すると、本サービスを利用することが一切できなくなります。

第 1 0 条（バリュー残高等の確認）

- 1 バリュー残高は、マイページ、加盟店（店舗）での使用時に交付される売上票もしくは決済機器等の表示等または加盟店（ウェブサイト）での使用時のウェブサイト画面での表示等で確認することができます。ただし、一部の加盟店では、売上票や決済機器等またはウェブサイト画面での表示による確認ができないことがあります。
- 2 バリューの利用履歴は、マイページで確認することができます。ただし、表示される利用履歴の範囲は、当社が別途定めるところによります。
- 3 バリュー残高の有効期限を経過した場合、本サービスを利用することが一切できなくなります。

第 1 1 条（利用者の遵守事項）

- 1 利用者は、J C B プレモカードを破損しないように、また、磁気に近づけないように注

意するものとします。

2 利用者は、以下の各号に掲げる行為をしないこととします。

- (1) 違法、不正使用または公序良俗に反する目的でバリューを使用すること。
- (2) 第三者をして利用者のJCBプレモカードにバリューをチャージさせようとしたまたはこれをさせること（第三者をして当該チャージさせることを目的としてチャージ受付番号を第三者に送付する行為を含みます。）、その他本サービスを不正な目的で利用または第三者をして利用させること。
- (3) バリューにかかるソフトウェア等のシステム、JCBプレモカード、バリューについて、破壊、解析もしくは偽造等を行うこと、またはこれらの行為に協力すること。

第12条（換金の禁止）

バリューは、換金することはできません。ただし、第19条に基づき、当社が本サービスを全面的に終了する場合は、同条に従うものとします。

第13条（利用者の賠償責任等）

- 1 利用者が本約款に違反または本サービスを不正に利用したことにより、当社が損害を被った場合、利用者は、当社に生じた一切の損害（第三者からの賠償請求に伴い発生した損害を含みます。）を賠償する責任を負います。
- 2 本サービスの利用に関連して、利用者と第三者（加盟店を除きます。）の間に生じる一切の問題については、利用者と当該第三者との間で解決するものとし、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、責任を負いません。

第14条（JCBプレモカードの再発行）

- 1 JCBプレモカードが破損し、または電磁的影響等により磁気情報の機能を消失したとき（これらのJCBプレモカードを「破損カード等」といいます。）、破損カード等の磁気情報またはカード裏面に記載されているカード番号等が判読可能で当社が特に再発行を適当と認めた場合に限り、当社は、当社所定の方法により、JCBプレモカードを再発行します。この場合、利用者は、事前に破損カード等を、利用者の費用負担で当社に引渡すとともに、当社が公表する手数料（以下、「再発行手数料」といいます。）を支払うものとします。当社は、破損カード等のバリュー残高から再発行手数料を差し引くことにより、利用者から再発行手数料を受領することができます。なお、破損カード等のバリュー残高が再発行手数料に満たない場合、利用者は再発行を受けることができません。
- 2 前項に基づきJCBプレモカードを再発行した場合、再発行したJCBプレモカードのデザイン等は、破損カード等と異なる場合があります。
- 3 利用者は、再発行を受けたカードにより、再発行前の破損カード等の利用履歴を確認することはできません。

第15条（業務委託）

当社は、本約款に基づく本サービスの運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

第16条（利用停止または中止）

- 1 当社は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、本サービスの全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、利用者は、本サービスの機能の全部または一部を利用することができません。
 - (1) JCB プレモカード、カード番号等またはバリューが偽造され、違法または不正に入手され、もしくは不正利用されたとき、またはそれらのおそれがあるとき。
 - (2) 天災地変、停電、システム障害、通信の障害、決済機器等の故障その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。
 - (3) システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。
 - (4) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。
 - (5) JCB PREMOの全部または一部が停止または中止された場合。
 - (6) その他やむを得ない事由が生じた場合。
- 2 前項に基づき本サービスの全部または一部が停止または中止されたことにより、本サービスが利用できないことから生じた利用者の損害等について、当社は一切の責任を負いません。

第17条（利用資格の一時停止および取消し）

- 1 当社は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該利用者の本サービス利用の一時停止または利用資格の取り消しを行なうことがあります。
 - (1) 本約款に違反し、または違反したおそれがある場合。
 - (2) JCB プレモカード、カード番号等またはバリューを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。
 - (3) JCB プレモカードを故意に破損させた場合。
 - (4) 本サービスの利用状況に照らし、利用者として不適格である場合。
- 2 当社は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、本サービスの利用を一時停止することがあります。
 - (1) 当該利用者の保有するバリューが犯罪に使用された場合、または使用されるおそれがある場合。
 - (2) 当該利用者の保有するJCB プレモカード、カード番号等またはバリューが偽造、もしくは不正利用された場合、または偽造、もしくは不正利用されるおそれがある場合。
- 3 利用者が本条第1項および第2項に該当する疑いがある場合には、調査のため、当該利用者の保有するJCB プレモカードを一時的にお預かりすることがあります。
- 4 本条第1項に基づき、利用資格を取り消された場合、利用者は、本サービスを利用することはできません。当該利用者が保有するバリューは失効し、払戻しはいたしません。

第18条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、自らが現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象

として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等の共生者、その他これに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来に渡っても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下、総称して「不当な要求行為等」といいます。）を行わないことを確約するものとします。

- 2 当社は、利用者が前各項の確約に違反し、または違反していると疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、利用者の保有するバリューについて、本サービスの利用資格を取り消すことができます。なお、当社は、かかる疑いの内容および根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。
- 3 前項の場合、当該利用者の保有するバリューは失効するものとし、払戻しはいたしません。
- 4 本条第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - (1) 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

第19条（本サービスの終了）

- 1 当社は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、本サービスを全面的に終了することがあります。この場合、当社所定の方法により利用者に周知する措置を講じます。
- 2 前項の場合、利用者（なお、JCBプレモカードを現に保有する者に限ります。）は、当社所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求めることができるものとし、当社は、残高を確認したうえで、利用者が保有するJCBプレモカードの引渡しを受けることを条件として、払戻しいたします。
- 3 前項の定めにかかわらず、バリュー残高の確認ができない場合には、当社は払戻しの義務を負わないものとし、また、前項のサービス終了日から5年経過しても利用者から払戻しの申し出のない場合には、当該利用者は、払戻しを受ける権利を放棄したものとみなします。
- 4 当社が本条に基づいて本サービスの終了をした場合、当社は本条に基づき利用者に対し

て払戻しの義務を負うほかは、一切の責任を負いません。

第20条（免責）

- 1 本サービスの全部または一部を利用することができないことにより利用者が損害を負った場合、当社の責めに帰すべき事由により利用できなかった場合を除き（なお、第16条に基づき本サービスを利用できない場合は、当社の責めに帰すべき場合に当たりません。）、当社はその損害に対する賠償の責任を負いません。
- 2 前項にかかわらず、当社は利用者に生じた逸失利益については賠償いたしません。ただし、当社に故意または重過失がある場合を除きます。

第21条（約款の変更）

本約款を変更する場合、当社は、当社所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の約款を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の約款が適用されるものとします。

第22条（合意管轄裁判所）

利用者は、本サービスに関して当社との間に紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず利用者の住所地または当社の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第23条（準拠法）

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

第24条（お問い合わせ窓口）

本サービスに関するご相談は、当社ウェブサイトをご参照いただくか、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

（お問い合わせ窓口）

前払式支払手段の発行者 株式会社ジェーシービー 0570-06-4743 9:00AM～5:00PM

（土・日・祝・年末年始休）

本約款は、2024年5月31日から適用します。

ギフトプレモ特約

以下の特約（以下「本特約」といいます。）は、当社が発行し、株式会社ギフト（以下「ギフト社」といいます。）から利用者に提供されるギフトプレモについて規定するものです。本特約は、JCBプレモカード利用約款（以下「本約款」といいます。）の規定と一体をなすものとして、ギフトプレモに適用されます。本特約の用語の意味は、本特約において別途定義する場合を除き、本約款の定義に従うものとし、本特約に定めのない事項については、本約款の定めに従うものとします。

第1条 定義の追加

1. 「ギフトプレモ」とは、プラスチック型カードの発行によることなく、当社指定の方法によりカード番号等をギフト社から利用者に通知する方法によって、前払式支払手段として提供されるJCBプレモカードをいいます。なお、特に明示するもののほか、本約款の「JCBプレモカード」にはギフトプレモが含まれるものとし、本約款の規定のうち、プラスチック型カードの発行を前提とする規定およびJCBプレモカードの加盟店（店舗）での利用を前提とする規定はギフトプレモには適用されないものとします。
2. 「ギフトプレモウェブサイト」とは、ギフトプレモのカード番号等をインターネット上で表示するギフト社が運営するウェブサイトをいいます。

第2条 本約款の規定の追加および読み替え

1. 本約款第1条（4）に規定する「利用者」の定義を、「JCBプレモカードを正当に入手し、これを本約款および本特約に従い保有する者をいいます。」と読み替えます。
2. 本約款第3条1項柱書を「利用者は、受贈者が本約款および本特約に従うことを条件として、JCBプレモカードを第三者に贈与することができます。ただし、以下のいずれかを行なった場合、利用者は、第三者に贈与することができません。」と読み替え、同項第4号として「（4）ギフトプレモウェブサイトにて本約款および本特約に同意する行為」を追加します。
3. 本約款第3条2項を「前項の（1）（2）（3）（4）のいずれかの行為が行われたJCBプレモカードおよびカード番号等は、利用者本人に限り使用することができるものとします。」と読み替えます。
4. 本約款第4条1項を「利用者は、JCBプレモカード、カード番号等およびギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。また、利用者が第三者に前条に基づきJCBプレモカードを贈与する場合を除き、利用者は第三者に対してカード番号等およびギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを開示してはなりません。」と読み替えます。

ん。なお、利用者は、ギフトプレモウェブサイトの閲覧ができない場合等に備え、必ず、自己の責任でカード番号等を控えておくものとします。」と読み替えます。

5. 本約款第4条2項を「本サービスは、JCBプレモカードを保有する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款および本特約の定めに従って第三者にJCBプレモカードを贈与し、またはJCBプレモカードを紛失し、盗難され、もしくはJCBプレモカードのカード番号等およびギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスが漏洩するなどした場合には、以後、チャージ、バリューの使用、バリュー残高移行、またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。」と読み替えます。
6. 本約款第4条4項(1)を「JCBプレモカードを紛失もしくは盗難された場合またはJCBプレモカードのカード番号等およびギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスが漏洩(当社の責に帰すべき事由による漏洩を除きます。)した場合」と読み替えます。
7. 本約款第4条第5項を「カード番号等が加盟店(ウェブサイト)、マイページもしくはギフトプレモウェブサイトにおいて用いられたことにより、チャージ、バリューの使用、バリュー残高移行、またはバリュー残高もしくは利用履歴の確認が行われた場合には、利用者による行為と推定します。」と読み替えます。
8. 本約款第4条6項を「利用者は、加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用、マイページにログイン、もしくはバリュー残高移行をするにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤った認証番号を入力した場合、または、第4条第3項に基づく認証番号の変更後にギフトプレモウェブサイトにてギフト社所定の上限回数を超えてバリュー残高の確認を行った場合、以後加盟店(ウェブサイト)でのバリューの使用およびマイページ、ギフトプレモウェブサイトの利用ができなくなります。なお、この場合でも、当社またはギフト社所定の方法により、加盟店(ウェブサイト)およびマイページ、ギフトプレモウェブサイトの利用を再開することができます。」と読み替えます。
9. 本約款第8条3項を「利用者はJCBプレモカードを破棄もしくは破損した場合またはJCBプレモカードのカード番号等およびギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスが不明となりもしくは紛失した場合、前項に基づくバリューの使用取消し等を行うことができません。」と読み替えます。
10. 本約款第9条1項を「バリュー残高の有効期限は、ギフトプレモのカード番号の発行日、最後にチャージした日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日のいずれか遅い日(当日を含みます。)から起算して1年間(1年365日)です。なお、当該有効期限は、利用者が第3条第1項に基づきギフトプレモを第三者に贈与した場合も同様です。」と読み替えます。
11. 本約款第9条3項を「利用者のバリュー残高の有効期限は、マイページまたはギフトプレモウェブサイトを確認することができます。」と読み替えます。
12. 本約款第9条第5項を、「バリュー残高が0円のギフトプレモの場合、カード番号

の発行日、最後にバリューを使用した日、またはバリュー残高移行をした日のいずれか遅い日（当日を含みます。）から起算して1年（1年365日）を経過すると、本サービスを利用することが一切できなくなります。」と読み替えます。

13. 本約款第10条第1項を「バリュー残高は、マイページ、ギフトプレモウェブサイト、加盟店（店舗）での使用時に交付される売上票もしくは決済機器等の表示等または加盟店（ウェブサイト）での使用時のウェブサイト画面での表示等で確認することができます。ただし、一部の加盟店では、売上票や決済機器等またはウェブサイト画面での表示による確認ができないことがあります。」と読み替えます。
14. 本約款第10条第4項として、「ギフトプレモウェブサイトでは、ギフトプレモウェブサイトの表示期限（ギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスが作成された日（当日を含みます。）から3年6ヶ月後の日となります。具体的な表示期限は、ギフトプレモウェブサイトの下部に表示されます。）を経過すると、第9条3項、第10条1項その他の機能をご利用いただけなくなります。ギフトプレモを継続的に利用される予定のある方は、マイページを利用されることをお勧めいたします。」を追加いたします。
15. 本約款17条1項（1）を「本約款および本特約に違反し、または違反したおそれがある場合。」と読み替えます。
16. 本約款17条1項（2）を「JCBプレモカード、カード番号等、バリューもしくはギフトプレモウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。」と読み替えます。
17. 本約款第19条2項を「前項の場合、利用者（なお、JCBプレモカードを現に保有する者に限ります。）は、当社所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求めることができるものとし、当社は、残高を確認したうえで、利用者が保有するJCBプレモカードの引渡しを受けることまたは利用者が保有するJCBプレモカードの利用を停止することを条件として、払戻しいたします。」と読み替えます。
18. 本約款第19条3項を「前項の定めにかかわらず、バリュー残高の確認ができない場合には、当社は払戻しの義務を負わないものとし、また、前項のサービス終了日から1年経過しても利用者から払戻しの申し出のない場合には、当該利用者は、払戻しを受ける権利を放棄したものとみなします。」と読み替えます。
19. 本約款第21条を「本約款および本特約を変更する場合、当社は、当社所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の約款を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の約款が適用されるものとします。」と読み替えます。
20. 本約款第23条を「本約款および本特約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。」と読み替えます。

本特約は、2024年5月31日から適用します。